

2011年12月9日

全国信用組合中央協会  
会長 中津川 正裕 殿

全国金融労働組合連合会  
中央執行委員長 松木 静雄

## 要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

金融労連は、9月17日～18日の2日間、第6回定期全国大会を開催し、2012年度の運動方針等を決定しました。

東日本大震災、超円高など、日本経済は、かつてない厳しい状況に直面しています。2012年3月末に期限を迎える中小企業金融円滑化法の再延長などの見方もありますが、金融機関の現場では、金融検査で経営改善計画との乖離などを理由に、少なくない中小企業融資がランクダウンされ多額の引当を余儀なくされたり、被災地などでも強引な債権回収が行われるなど、金融円滑化法の幕引きを見越した動きが表面化してきています。

増税、ワーキングプアなど、国民の懐が極めて厳しい状況の下で、モラルハザードの弊害を強調して、このような状況をつくりだすことは、不況にあえぐ中小企業や地域金融機関に深刻な影響を与えるのは必至です。私たちは、労働者の生活と権利を守り、地域金融機関が本来の社会的役割を果たし、健全で民主的に発展することをのぞむ立場から、貴協会が次の事項の実現に向けて努力されるよう要請いたします。

### 記

1. 年末は過当競争が激化し、繁忙期を理由とした不払い残業が増え、休日出勤も懸念されます。賃金不払い残業などの法違反をなくすことはもとより、年末・年始の労働強化をなくすため、12月30日(金)は原則として定時退社とし、12月31日(土)～1月3日(火)は完全休業とするよう会員金融機関に注意喚起すること。また12月30日の休日化実現を関係当局に働きかけること。
2. 厳しい状況に置かれている中小企業の経営支援のため、金融円滑化を図ること。来年3月末で期限がくる金融円滑化法の再延長を図るよう、関係当局に働きかけること。
3. 金融リスク商品については、無理な勧誘につながる従業員へのノルマ(目標)販売をやめ、金融商品取引法を遵守すること。
4. 急増する過労死やメンタル不全などを防ぐため、長時間過密労働やパワーハラスメント等の解消をすすめ、労働者の心身両面にわたる健康保持を具体的に図ること。
5. 経営悪化に陥った金融機関には、業界の責任で支援を行い、業界全体の風評被害につながる安易なペイオフ発動を行わないよう行政当局に働きかけること。
6. 合併・事業譲渡に際しては、労働条件について労使対等による決定の原則に立ち、誠実に団体交渉を行い、労働条件の一方的不利益変更を行わないよう指導すること。また、労働組合への支配介入を行わないよう指導すること。

以 上